

イルフプラザ・カルチャーセンター お正月講座

お正月の料理

☆お酒にピッタリ合うお料理で、お正月の席を盛り上げましょう！

- 日時** 12月19日(月) 午前9時30分～11時30分
場所 イルフプラザ・カルチャーセンター
 調理実習室
受講料 200円
材料費 800円
定員 30名
講師 宮坂 公美 先生



お正月の生け花

☆生活に安らぎを与えてくれる美しい花。そんな花を使って現代的にアレンジした生けかたを学び、新年を華やかに迎えましょう！

- 日時** 12月27日(火) 午前9時30分～11時30分
場所 イルフプラザ・カルチャーセンター
 多目的ホール
受講料 200円
材料費 2,000円
定員 20名
講師 太田 ヒロ子 先生



12月3日(土) 午前9時から先着順で受付開始！

- ※受講料、材料費等を添えて直接イルフプラザ・カルチャーセンターへお申し込みください。
 ※受付初日は、電話による申し込みはご遠慮ください。定員になり次第締め切ります。
 ※各講座に託児があります。(受付の際にお申し出ください)
 ◇申込み・問合せ…イルフプラザ・カルチャーセンター ☎24-8401 ☎24-8442

クリスマス親子講座

手作りオルゴールを作ろう！

☆クリスマス目前！！親子でオルゴールを作りませんか？

- 日時** 12月18日(日) 午後1時30分～3時
会場 イルフプラザ・カルチャーセンター
 第7研修室
定員 親子15組
対象 小中学生の親子
受講料 一人200円
材料費 一組2,100円
 ※二つ作る場合は、二組分の料金になります
持ち物 絵の具セットまたはポスターカラー



完成品

カルチャーセンター青年学級

きんくら

仲間を作り、
体を動かし、
頭をひねる

金・曜・ウ・ラ・フ

～探しませんか
「新自分発見伝」～

後期受講生募集

- 対象**…市内在住・在勤で、おおむね18歳～35歳の独身の方
活動日…基本的に毎週金曜日 午後7時30分～9時
会場…イルフプラザ・カルチャーセンターほか
受講料…無料(講座によっては実費)
申込み…直接窓口または電話で随時受付中
 日程等詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.ilfsg-okaya.jp/life/lecture/kinyou/index.html>

市立岡谷蚕糸博物館

体験ワークショップ参加者の募集

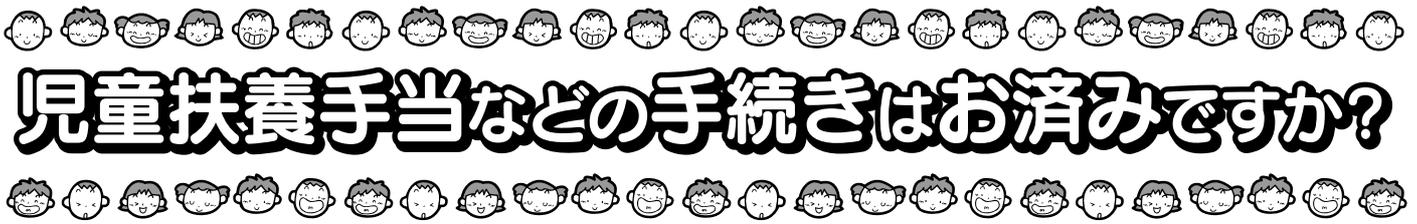
岡谷蚕糸博物館では、親子で参加できる体験ワークショップを開催します。お気軽にご参加ください。

まゆ人形づくり「来年の干支“いぬ”をつくろう」＜定員50名＞

- 日時** 11月23日(水) 勤労感謝の日
 午後1時30分～(集合1時15分まで)
場所 市立岡谷図書館 2階学習室
持ち物 はさみ、カッター、千枚通し、鉛筆、
 ピンセット、木工用ボンド、フェルトペン

◆申込み 岡谷蚕糸博物館 ☎22-5854





児童扶養手当などの手続きはお済みですか?

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭等（父が重度の障害にある場合も含む）の、生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的にしています。

母子家庭等の18歳に達した年の年度末まで（障害者は20歳未満）の児童を監護している母または養育者に支給されます。

支給されない場合…母が婚姻届を出さなくても、事実上の婚姻関係があるとき

- ・児童や母または養育者が公的年金を受給しているとき
- ・児童が里親に預けられたり、児童福祉施設に入所しているとき

支給制限…手当を受ける人や扶養義務者の前年の所得が別表の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当の全部または一部が支給停止されます。（児童の父親から養育費をもらっている場合は、その金額の80%が所得として扱われます）

支給額…別表のとおり

平成17年度所得制限限度額

扶養親族の数	本人		配偶者および扶養義務者
	全部支給される人	一部支給される人	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

児童扶養手当（月額）

全額支給	41,880円	児童第2子	児童第3子以降
一部支給	41,870～9,880円	加算	加算一人につき
		5,000円	3,000円

*支給月：4月・8月・12月

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある児童の福祉増進を図ることを目的にしています。

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を監護、養育する父または母か養育者に支給されます。

支給されない場合…児童が障害事由の年金を受給しているとき

- ・児童が施設に入所しているとき
- ・父母または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

支給額…別表のとおり

特別児童扶養手当（月額）

1級該当児童一人につき	50,900円
2級該当児童一人につき	33,900円

*支給月：4月・8月・11月

※児童扶養手当等に関する問い合わせは児童福祉課（内線1264）まで

児童手当

児童を養育している方の生活の安定と児童の健全育成を目的に支給されます。

支給対象者…小学校第3学年修了前（9歳到達後初めての年度末まで）の児童を養育している人で、平成16年中の所得が別表のそれぞれの限度額未満の人（公務員の方は職場で手続きをしてください）

支給額（月額）…第1・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

支給月…2月・6月・10月

支給期間…申請した日の属する月の翌月分から支給事由が消滅した日の属する月分まで（さかのぼっての申請はできませんのでご注意ください）

平成17年度所得制限限度額

扶養親族の数 （課税台帳上 の人数）	児童手当 （国民年金 加入者）	特例給付 （厚生年金 加入者）
0人	301万円	460万円
1人	339	498
2人	377	536
3人	415	574
4人	453	612
5人	491	650

※児童手当に関する問い合わせは市民課（内線1158）まで